

【最高裁判決】 著作権がない成果物でも「賠償責任」？ バンドスコア訴訟の核心

最高裁判所は、バンドスコア自体は著作権法上の「著作物」ではないとしつつも、他社が労力をかけて作成したスコアを約6年半・579曲にわたり細部まで模倣し、無料公開して広告収益を得る行為は「自由競争の範囲を逸脱した営業妨害」であり、民法上の不法行為(709条)に当たると判断しました。

最高裁判決の法理と判断基準



約1億6,925万円
の賠償額が確定

🕒 約6年半・🎵 579曲
大量かつ組織的な模倣行為が対象となった。

「自由競争の逸脱」を認めた総合判断



実務への影響と違法性の境界線

投資・努力そのものを
独占保護する判決ではない



「覇に汗をかいた」ことへの
権利付与ではなく、種々な
不公正競争を排除する判断。

独立採譜や個人的な耳コピは
直ちに違法化しない



他人の完成品に依拠しない
独自制作や非競合的な利用は
原則として自由である。